

日本のジェンダー格差はまだまだ深刻

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27年9月の国連サミットで2030年の国連加盟国の全会一致で採択され、持続可能な社会を目指すために2030年までに達成すべき17の目標から構成された国際目標です。

その一つに『誰もが性別に関わらず、平等に機会を与えられる「ジェンダー平等な社会」を実現しよう』という目標があります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

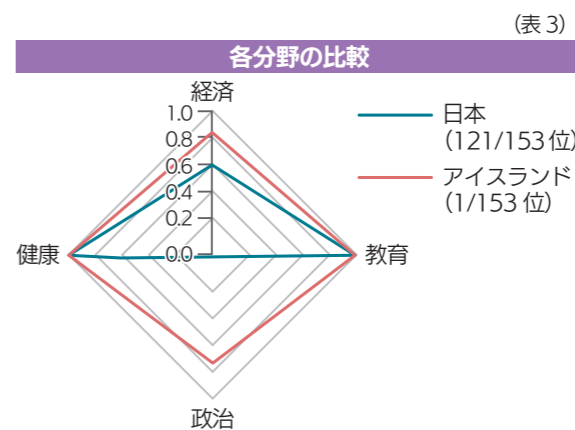
男女共同参画は、皆さんの生活に密接に関係し、広い分野にまたがるテーマです。日本では、これくらい進んでいるのでしょうか。

昨年12月、世界経済フォーラム(WEF)が各国における男女格差を測る指標「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」を発表。日本の順位は、2年前の149か国中110位からさらに順位を下げ、153か国中121位という結果になりました(表1、2)。

(表2) 日本のジェンダーギャップ指数の変遷

※ () 内はランキング参加国数

2015	2016	2017	2018	2019
101位	111位	114位	110位	121位
(145)	(144)	(144)	(149)	(153)



GGIは、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、その数値が0に近づくほど不平等であることとを表しています(表3)。日本は、教育と健康の分野は平等、労働力や企業の幹部など、経済の分野は世界平均程度となっていますが、政治家などの男女比を比べた政治分野では大幅に遅れていることが分かります。

遅れており、世界基準から見た日本のジェンダー格差はまだまだ深刻と言えます。SDGsにも掲げられた「ジェンダー平等な社会の実現」の目標達成に向け、性別にかかわらず個人として輝ける社会になるために、例えばPTAや町内会の役員に女性を登用するなど、日々の暮らしの身近なところから男女共同

(参考: 内閣府男女共同参画課「共同参画 2020年3・4月号」、鹿児島市男女共同参画情報誌「すてっぷ 令和2年春号」)

毎年6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことを受け、男女共同参画推進本部(内閣府)が毎年6月23日～29日を「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画に関する取り組みを全国的に実施することとしています。



「女性のための相談室」を開設しました

参画を進めることが、世の中を動かす第一歩となるのではないのでしょうか。市では、男女共同参画社会の形成に向けて、取り組むべき施策について市民の皆さんの意見を幅広く反映させるため、舞鶴市男女共同参画審議会の委員を募集します。詳しくは、次とおり、皆さんの積極的な応募をお待ちしています。

《人権啓発推進課》

生き方や性格、夫婦・親子の関係、DV、職場・近所の人間関係など、暮らしの中の悩みをひとり抱えていませんか。市では、女性による女性のための相談室を開設。電話や面接、カウンセリングを通じてあなたの暮らしの中のさまざまな悩みを一緒に考え、整理するお手伝いをします。秘密は守ります。何でも気軽に相談してください。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛や休業などの措置が取られています。その状況が長引くにつれて、生活に対する不安やストレスによるDV被害の増加や深刻化が懸念されています。不安を感じたら、一度「女性のための相談室」に相談してください。



◆男女共同参画審議会委員を募集

【任期】令和2年8月から2年。
【対象】市内在住か在勤の20歳以上で、年数回程度、平日の日中に開催する審議会に出席できる人(審議会は2時間程度)【募集人数】若十名
【申し込み方法】住所、氏名、年齢、性別(※)、職業、電話番号、応募の動機(様式自由、400字程度)を6月12日(金)までに郵送か持参で人権啓発推進課(☎66・1022)へ。

※「舞鶴市男女共同推進条例」において審議会委員の男女比率が定められているため記入をお願いします。

新設

一般相談

【日時】月～金曜日、9時～17時(祝日、年末年始は休み)
【場所】生活支援相談センター
【内容】女性相談員による電話相談、面接相談(面接相談は予約が必要)
【問い合わせ先】専用ダイヤル(☎65・0056)

女性のためのカウンセリング

【日時】毎月第2水曜日(8月のみ第1水曜日)、13時～15時50分(1人50分程度)
【場所】フレアス舞鶴
【内容】女性問題カウンセラーによる面接
【定員】毎月先着3人(初めての人を優先)
【その他】託児あり(子ども1人につき300円)
【申し込み方法】相談日の2週間前から前日の正午までに、電話で人権啓発推進課(☎66・1022)へ。



女性のための相談室は市役所本館1階にあります

何かの悩みを持ちながら日常生活を続けている女性はたくさんいます。長い間悩んでいたこと、ひとりでは解決できないこと、どんなことでも話してみてください。

少しでも肩の荷を下ろし、私たちと一緒に前へ進む道を考えていきましょう。